



目黒区長
あおき えいじ
青木英二

住みたいまち、住み続けたいまちに

チャレンジめぐろ

CHALLENGE MEGURO

地域でつながる・続ける新しい介護予防の形

コロナ禍でフレイル(虚弱)が懸念されています

新型コロナウイルスの感染拡大が長期化する中で、感染を恐れ、自宅に閉じこもりがちになった高齢者のフレイルが懸念されています。フレイルとは、加齢などに伴い体力や認知機能が低下して、健康な状態と介護等が必要な状態の中間を表す言葉です。コロナ禍では、「気づかないうちに体が衰えていた」「物忘れがひどくなった」などの声が上げられています。フレイルは、積極的に介護予防に取り組むことで、遠ざけることができます。

介護予防に取り組みましょう

介護予防には、毎日のちょっとした運動や会話を続けることが大切です。例えば、人混みを避けて散歩する、友人に電話やメールをするなどがあります。また運動などのほか、肉類等のたんぱく質をしっかりと摂取することや、よくかんで味わうといった口くう機能の向上が重要になります。これらの取り組みに加えて、社会参加が介護予防や認知症予防に重要であるといわれています。

地域でつながる・続ける新しい介護予防

区内には、介護予防を目的としたさまざまなグループや団体が活動しています。仲間と共に行う趣味や運動などの自主的活動は、地域の通いの場(社会参加)として注目されています。コロナ禍においても、感染対策を講じながら行うこのような活動は、非常に意義のあるものです。互いに電話やメールなどで声を掛け合い、仲間同士でつながることで、自らの健康を保てるとともに、地域の中での支え合いが生まれます。

今年度から新しい介護予防事業「元気あっぴシニアの部活」「脳に効く!ウォーキング」を開始しました。全16回の講習で介護予防の取り組みや体操を学び、地域で仲間と介護予防を続けるための方法を一緒に考える取り組みです。介護予防を仲間と共に楽しく続け、支え合う。こうした活動を地域に広げ介護予防を推進し、「住みたいまち、住み続けたいまち目黒」の実現に努めてまいります。

語ろう人権 家庭で地域で



企業価値を左右する ESG (イーエスジー) 経営

個人権政策課 (☎5722-9214、📠5722-9469)

加速するESG投資

ESG投資という言葉聞いたことがありますか。

ESGとは、2006年に国連が提唱した倫理的な理念で、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字を並べた、財務以外の企業価値を表す言葉です。投資家や金融機関の投資判断で、環境や社会問題、組織のあり方などを重視する意識の高まりがみられ、その流れは急速に加速しています。ESG投資は、いまや世界の投資総額の3分の1を占めるほどの巨大な市場です。

コロナ禍を契機に、企業には目先の利益にとらわれず、持続可能性を重視した経営姿勢がさらに強く求められ、ビジネスや社会の姿が大きく変わる社会的潮流が起きています。

人権を尊重しないのは企業リスク

ESGの中でも、人権は極めて重要な要素の一つです。人権は、ESGのS(社会)やG(企業統治)に相当し、労働者の権利や女性従業員の活躍など、企業経営の根幹に関わる課題を含みます。

例えば、企業内ハラスメントや、性差別的な表現でのCM、人種や民族特定が可能な顧客情報の取得など、企業による差別的行為

やその黙認は、当然社会的に容認されません。著しい人権侵害とみなされ、投資の減少や不買運動、ブランドの魅力低下、公的機関が行う入札資格停止などにつながりかねません。企業内部での活動だけでなく、商品が消費者に届くまでの全過程で、人権尊重に取り組む姿勢が求められます。

企業への高まる期待

2020年に、政府はビジネスと人権に関する行動計画を策定しました。計画では、倫理基準を満たした責任ある企業行動に努めたうえで利益を得ることによりESG投資を獲得し、日本企業の信用・信頼と国際競争力の向上を目指しています。SDGs(国連サミットが採択した持続可能な開発目標)が掲げる、誰一人取り残さない社会の実現にもつながることが期待されています。

今後、投資を呼び込み、持続可能な経営をしていくためには、ESGを意識した経営理念を定めて公表することや、ESGの課題への取り組み公開など、企業の自主的な情報開示が有効であるとされています。人権尊重などESGへの取り組み姿勢を国際社会に認められるか否かの視点が、企業にとって不可欠な時代が到来しています。

コロナ禍の生活を支援します

新型コロナウイルス感染症

生活困窮者自立支援金の申請受け付け

①



目黒区生活困窮者自立支援金相談窓口

(6/28開設。☎5722-7068、📠5722-9062)

緊急小口資金などの特例貸し付けを利用できない世帯で、一定の要件を満たした場合、支給します。詳細はホームページ(コード①)をご覧ください。お問い合わせください。

支給額(月額) 単身世帯6万円、2人世帯8万円、3人以上世帯10万円

支給期間 3カ月間

申請期間 7/1~8/31

緊急小口資金・総合支援資金の申請期間の延長

目黒区社会福祉協議会(☎3711-4995、📠3719-8715) ②



休業などにより収入の減少があり、生活維持のための貸し付けを必要とする世帯を対象に、緊急小口資金(無利子で20万円以内)・総合支援資金(無利子で月額単身世帯は15万円・2人以上世帯は20万円以内を3カ月以内)の特例貸し付けを行っています。詳細はホームページ(コード②)をご覧ください。お問い合わせください。

申請期限 8/31

住居確保給付金の再支給の申請期間の延長

目黒区住居確保給付金再支給窓口(☎5722-7049、📠5722-9062) ③



給付金の受給期間が終了したかたで、一定の要件を満たした場合、最長3カ月間の再受給が可能です。再支給の申請をしたことがないかたが対象です。申請方法など、詳細はホームページ(コード③)をご覧ください。お問い合わせください。

申請期限 9/30

職業訓練受講給付金と併せて受給できます

9/30までに、住居確保給付金の申請をしたかたは、職業訓練受講給付金との併給が可能です。詳細は、福祉総合課くらしの相談係(☎5722-9370、📠5722-9062)へお問い合わせください。



光化学スモッグに

ご注意を!

目黒区環境保全課公害対策係(☎5722-9384、📠5722-9401)

光化学スモッグとは、大気汚染物質である光化学オキシダントが大気中にたまって、もやがかかったような状態のことをいいます。濃度が高くなると、目や呼吸器に悪影響を及ぼすことがあります。4~10月の日差しが強く、気温の高い、風の弱い日に発生します。7~8月は発生しやすく、特に注意が必要です。

光化学スモッグ注意報

都が注意報などを発令すると、防災行政無線の放送や各施設の垂れ幕掲示でお知らせします。

光化学スモッグが発生したときの注意点

- 屋外でのスポーツを避け、できるだけ外出を控える
- 自動車の使用は控える
- 目がチカチカする、のどに痛みを感じるなどの場合は、目を洗い、うがいをする
- 気分が悪くなったときは、涼しい場所で安静にし、回復しないときは医師の診断を受ける

被害を受けたらご連絡ください

- 感染症対策課(☎5722-9896)へ。閉庁時は、都保健医療情報センター(☎5272-0303)へ

光化学スモッグ状況を案内しています

- 都大気汚染情報テレホンサービス ☎5640-6880

- 都光化学スモッグ情報ウェブサイト(右コード)

登録するとメールで注意報などの情報を受信できます。

